

越生町集団資源回収事業報償金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、町民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる資源（以下「有価物」という。）を回収する団体に集団資源回収事業報償金（以下「報償金」という。）を交付することにより、資源再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（報償金交付対象団体）

第2条 報償金の交付対象となる団体は、町内に住所を有する者で組織する営利を目的としない団体（以下「団体」という。）とする。

（団体の登録）

第3条 報償金の交付を受けようとする団体は、越生町集団資源回収事業実施団体登録申請書（様式第1号）により、あらかじめ町に登録しなければならない。

2 団体の登録が行われたときは、様式第2号により申請者あて通知する。

3 申請に係る事項を変更する場合は、越生町集団資源回収事業実施団体変更申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（取扱業者の登録）

第4条 集団資源回収事業に参加協力しようとする回収取扱業者（以下「取扱業者」という。）は、越生町集団資源回収事業取扱業者登録申請書（様式第4号）により、あらかじめ町に登録しなければならない。

2 取扱業者の登録が行われたときは、様式第5号により申請者あて通知する。

3 申請に係る事項を変更する場合は、越生町集団資源回収事業実施団体変更申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（有価物の引渡し）

第5条 団体は、回収した有価物を前条の規定により登録した取扱業者に引渡すものとする。

（対象有価物及び報償金額）

第6条 報償金の交付対象となる有価物は、紙類、布類、生きびん、カレット及び金属類とする。

2 報償金の単価は、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 紙類 1kgにつき 7円

（2） 布類 1kgにつき 7円

（3） 生きびん 1本につき 7円

（4） カレット 1kgにつき 7円

（5） 金属類 1kgにつき 7円

3 報償金額は、回収した対象有価物毎に1kg（1本）未満を切り捨て、1kg（1

本)につき前項に定める単価を乗じて計算した額の合計とする。

(交付申請)

第7条 報償金の交付を受けようとする団体は、越生町集団資源回収事業報償金交付申請書(様式第7号)に集団資源回収伝票(様式第8号)を添えて、別表に掲げる日までに町長に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定する申請書を受理したときは、報償金の交付の可否及びその額を決定し、速やかに越生町集団資源回収事業報償金交付決定通知書(様式第9号)により、申請者に通知する。

(報償金の請求)

第9条 町長は、前条の規定による報償金の交付額の決定後、報償金交付請求書(様式第10号)による報償金交付対象団体の請求に基づき報償金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、団体が次の各号の一に該当するときは、報償金の交付決定を取消し、又は既に交付した報償金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽り或其他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。

(2) その他不適当と認められる事実があつたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、報償金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成3年要綱第1号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年要綱第2号)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年要綱第21号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年要綱第8号)

1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

2 改定後の規定は、平成10年7月1日から適用し、施行日前に実施した集団資源回収については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年要綱第 16 号）
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年要綱第 9 号）
この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年要綱第 22 号）
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年要綱第 2 号）
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年要綱第 号）
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

集団資源回収実施時期	提出期限
4 月から 6 月	7 月末日
7 月から 9 月	10 月末日
10 月から 12 月	1 月末日
1 月から 3 月	3 月 31 日